

事務連絡
平成29年5月22日

各 都道府県
保健所設置市
特別区 衛生主管部(局)薬務主管課 御中

厚生労働省医薬・生活衛生局総務課
医薬品副作用被害対策室
厚生労働省医薬・生活衛生局血液対策課

C型肝炎特別措置法に基づく給付金受給のために必要な提訴期限等の周知について
(依頼)

日頃から、医薬品医療機器行政の推進について、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

現在、「特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第IX因子製剤によるC型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法(略称:C型肝炎特別措置法)」に基づき、出産や手術での大量出血等の際に、特定の血液製剤を投与されたことにより、C型肝炎ウイルスに感染した方に対して給付金を支給しているところですが、給付金の支給を受けるためには、平成30年1月15日までに国を相手とする裁判を提起する必要があります。

そのため、

- ① 医薬・生活衛生局では、給付金受給のために必要な提訴期限について、別添1及び2のとおり周知を行うとともに、
- ② 厚生労働省の研究班では、裁判において、C型肝炎ウイルス感染と特定の血液製剤投与の因果関係を立証する際に使用すると考えられる診療録(カルテ)等を、感染者が医療機関に請求する場合の資料を作成しており、別添3のとおり周知を行っております。

つきましては、本趣旨を御理解の上、貴都道府県・市・区が発行する広報誌等への掲載による、上記①及び②の周知にご協力いただきますようお願いいたします。

なお、広報誌等への掲載にご協力いただける場合、掲載後、広報誌等の名称、発行日、広報誌等の表紙及び記事の該当部分の写しについて、メールにてご連絡いただきますようお願いいたします。

【参考】政府広報オンライン <http://www.gov-online.go.jp/useful/article/201207/1.html>

厚生労働省HP(出産や手術で大量出血した方等へ)

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000150855.html>

(本件に関する照会先)

上記①について

厚生労働省医薬・生活衛生局総務課医薬品副作用被害対策室

増川(内線2717)、野原(内線2718)

(代表電話)03(5253)1111、(直通電話)03(3595)2400

メールアドレス 増川 masukawa-naoki@mhlw.go.jp

野原 nohara-keita@mhlw.go.jp

上記②について

厚生労働省医薬・生活衛生局血液対策課

山本(匠)(内線2905)、神垣(内線2914)

(代表電話)03(5253)1111、(直通電話)03(3595)2395

メールアドレス 山本(匠) yamamoto-takumi02@mhlw.go.jp

神垣 kamigaki-akane@mhlw.go.jp